

行方市立小中学校長 様

行方市教育委員会

「わくわく体験デー」の実施について（通知）

標記の件について、茨城県教育委員会では、令和6年度より「ラーケーション（学習と休暇を組み合わせた造語）」を実施しております。

つきましては、本市においても、昨年度に引き続き下記のとおり実施いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 名称 わくわく体験デー
- 2 目的  
児童生徒が、校外（家庭や地域）において、体験活動等を企画し、平日に保護等と活動できる機会を確保する。
- 3 内容
  - (1) 学校は、児童生徒が、保護者等の休暇に合わせて、年間5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日「わくわく体験デー」を設定する。
  - (2) 学校は、学校行事等、「わくわく体験デー」を設定できない日（期間）を決定し、保護者及び児童生徒に通知する。  
【「わくわく体験デー」を設定できない日（例）】
    - ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
    - ・修学旅行、野外教育活動などの宿泊を伴う学習
    - ・体育祭、運動会、文化祭、発表会などの学校行事、各行事の予定
    - ・定期テスト
    - ・職場体験学習
    - ・そのほか学校長が定める日
  - (3) 「わくわく体験デー」を活用し体験活動を行った後は、保護者等と話し合い、振り返りを行う。また、提出については任意であるが、「わくわく体験記録カード」（別紙2）に活動記録を作成する。
- 4 実施時期  
令和6年5月より実施
- 5 申請方法  
・保護者は、原則1週間前までに「わくわく体験デーカード」（別紙1）に必要事項を記入し学校に申請する。
- 6 その他
  - (1) 「わくわく体験デー」の取得は義務ではないものとする。また、学校での出席簿並びに指導要録、調査書における取扱については「出席停止・忌引等」とする。
  - (2) 「わくわく体験デー」における学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引き等で登校しなかった場合と同様にする。

わくわく体験デーカード

1 体験活動をする日

令和 年 月 日 ( )

※期間の場合：令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) ( 日間)

2 体験活動場所：

3 体験活動の内容：

4 ご留意いただきたいこと

- 「わくわく体験デー」は児童生徒が、校外（家庭や地域）において、体験活動等を企画し、平日に保護等と活動できる機会を確保するためのものです。
- 「わくわく体験デーカード」は、原則、取得日の1週間前までに学校へ届け出てください。
- 令和8年度内に5日まで取得することができます。  
※限度は年度内5日間であり、残った日数を次年度には繰り越せません。
- 「わくわく体験デー」における学習については、欠席や出席停止・忌引き等で登校しなかった場合と同じように、プリントでの学習や家庭での自習となります。
- 学校の教育活動のため「わくわく体験デー」を取得できない日があります。
  - ・入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式
  - ・修学旅行、野外教育活動などの宿泊を伴う学習
  - ・体育祭、運動会、文化祭、発表会などの学校行事、各行事の予定
  - ・定期テスト
  - ・職場体験学習
  - ・そのほか学校長が定める日
- 体験活動を行った後は、保護者等と話し合い、体験活動を振り返ってください。
- 学校への提出については任意ですが、「わくわく体験デー記録カード」（別紙2）に活動記録を作成する。

令和 年 月 日

行方市立 学校長 様

生徒氏名 \_\_\_\_\_ 年 組

保護者氏名 \_\_\_\_\_

申請につきましては、当日や実施後にご連絡をいただいた場合、内容の確認や手続きの都合上、対応や処理ができないことがあります。円滑な対応のため、必ず1週間前に申請していただきますようお願いいたします。

## わくわく体験デー記録カード

_____学 校	_____年 _____組 氏名_____
<p>1 体験活動をする日 令和 年 月 日 ( ) ※期間の場合：令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( ) ( 日間)</p> <p>2 体験活動場所：</p> <p>3 体験活動の内容：</p>	
<p>4 わくわく体験デーで、体験したことの振り返り ※成果や感想などを自由に書いてください。(言葉でのまとめの他に、写真、図表を使ったり、絵で表現してもかまいません)</p>	
<p>【保護者等のコメント】</p>	